

<重要> 入国前結核スクリーニングの開始について

日本政府は、外国からの入国者数の増加に伴い、外国生まれの結核患者数の増加が顕著であることから、対象国（フィリピン・ネパール・ベトナム・インドネシア・ミャンマー・中国）の国籍を有し、日本に中長期在留者として入国・在留する方に対して入国前結核スクリーニングを実施することとなりました。（現在の居住地が対象国以外の国又は地域であることが、滞在許可証等により確認された場合は、対象外）

対象国の国籍を有し、下記期日以降に在留資格認定証明書交付申請をする場合には、申請時に「結核非発病証明書」の提出が必要です。

・フィリピン・ネパール国籍・・・**2025 年 6 月 23 日**以降

・ベトナム国籍・・・**2025 年 9 月 1 日**以降

・インドネシア・ミャンマー・中国・・・未決定（近日中に公開予定）

※「結核非発病証明書」は日本国政府が指定する国外の医療機関が発行します。

➡日本国政府が指定する国外の医療機関は[こちら](#)

この「結核非発病証明書」は、大学が在留資格認定証明書交付申請時に申請書類と共に入国管理局に提出いたします。この証明書を提出されない場合、在留資格認定証明書の交付申請が受け付けられませんのでお気を付けください。

★詳細については下記リンクをご参照ください。

・厚生労働省：

<https://jpets.mhlw.go.jp/jp/>

・日本入国前結核健診の手引き：

<https://www.mhlw.go.jp/content/001365232.pdf>

・出入国在留管理庁：

https://www.moj.go.jp/isa/10_00219.html

・外務省：

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page24_001040.html